

給付採用予定者の自宅外通学申請要領

給付奨学金の予約採用者について、入学前の指定の期間内に自宅外通学の申請を行うことで、進学届提出後、早期に自宅外通学の月額での支給が可能になります。

つきましては、以下の期日までに必要書類を整え、学院への送付をお願いします。

1. 申請書類の提出

◎入学に必要な関係書類とともに **3/11 (水) までに**学院に送付してください。

送付書類

- 「採用候補者決定通知【提出用】」
- 修学支援新制度における授業料免除申請書 (A 様式 I) ※給付と多子世帯のみ

給付採用予定者の自宅外通学の場合のみ

- 自宅外通学の書類 (**【給付】様式 35 通学形態変更届**)

※多子世帯の場合は、給付奨学金の支給対象となってから手続きになります。

※手続き等について不明な点があれば、奨学金担当者へ問い合わせてください。

- アパートの賃貸契約書のコピー

- ・必ず、契約日、入居日、契約期間、契約者、契約内容、貸主と借主の捺印部分がはっきりとわかる部分が必要です。
- ・提出の際は、きちんと賃貸借名義人の捺印がある正式な契約書のコピーを提出すること。
- ・兄弟や親せき等の親以外が借主となっている場合、上記の書類に加えて、その借主に家賃を支払っていることがわかる家賃の領収書が必要です。(領収書の様式は自由。)

※日本学生支援機構で自宅外通学の審査が不備なく完了するまでは、全員「自宅月額」での支給となります。審査の結果、自宅外通学であることが認められた場合、自宅外通学になった月に遡って、自宅外月額が支給されます。

※提出期日までに証明書類を整えられない場合は、入学後に手続きが可能です。入学後に上記の書類を提出してください。

予約をしていず在学採用を希望される方

入学後に日本学生支援機構の奨学金を希望される方は、入学後に手続きが可能です。入学後に奨学金受給希望調査を行いますので、その際に申し出てください。